

環 技 審 第 7 号  
令 和 2 年 6 月 1 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査  
会長 平 野 勝



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申)  
令和2年5月21日付け環対第89号で諮問のありましたこのことについては、別紙のと  
おりです。



# (仮称) 宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

## 1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が、緑の回廊、保安林及び鳥獣保護区等に指定されている地域であるほか、特定植物群落等も分布しており、事業実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念されることから、事業を検討する際には、緑の回廊の分断の程度や影響を受ける種の選定等、適切に評価できる調査方法を設定すること。

特に、緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、事業区域から確実に除外すること。

また、緑の回廊以外の区域についても、調査、予測及び評価の結果、影響が回避、低減されない場合は、事業区域の見直しを行うこと。

なお、これらの重要な自然環境のまとまりの場については、山深い降雪地帯であり、調査費用が高額になることが予想される。調査費用の高騰は、事業の撤退判断の阻害要因となる可能性があるため、対象エリアによっては引き続き調査を行わないというゼロオプションも含めて、事業区域の見直しを行うこと。

(2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

(3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

(4) 事業区域が広範囲であるからといって、調査精度を落とすことの無いよう、最大限配慮すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音

建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加えて、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価を行うこと。

### (2) 地形及び地質

イ 事業区域には、重要な地形（屏風岩）が存在するため、その区域及びその周辺を事業区域から除外すること。

ロ 事業区域及びその周辺には、土砂流出・崩壊防備保安林、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び地すべり地形が存在するため、事業実施による影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの区域を事業区域から除外すること。

ハ 環境影響評価項目の選定において、尾根筋等の開発に伴う水害や土砂災害の発生による影響等、防災の観点からも検討すること。

### (3) 動物

イ 事業区域及びその周辺には、植生自然度の高い森林や緑の回廊等の重要な自然環境のまとまりの場が多く存在しており、希少種をはじめとして、そのような場所に依存して生息している動物も数多く存在する。特に、ツキノワグマにとってブナ林は重要な餌場であり、事業実施による安全な餌場や移動ルートの消失は、ツキノワグマの人里への出没など、地域住民との軋轢を招く可能性がある。

このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、調査の結果明らかになった重要な自然環境のまとまりの場を事業区域から除外し、動物への重大な影響を回避すること。

ロ ツキノワグマのテレメトリー調査は、雌雄、成獣及び亜成獣の各々複数個体について、ブナの豊作年を跨ぐ複数年行うこと。

ハ 地上を歩く動物について、工事中車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

### (4) 植物

事業区域内においては、植生自然度の高い森林がまとまって存在しており、特に加美町と山形県最上町との境界周辺は特定植物群落（翁山・小国川源流のブナ自然林）に選定されているなど、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域なため、これらの森林を事業区域から除外すること。

### (5) 生態系

緑の回廊は、現状が二次的植生や人工林であっても、回廊の機能を発揮できるように自然林状態への復旧を目指して管理をしていることを踏まえ、生態系に及ぼす影響を適切に調査、予測及び評価すること。また、事業実施による影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの区域を事業区域から除外すること。

### (6) 景観

鳴子温泉郷及び鳴子峡からの眺望景観は非常に重要であるとともに、葉菜山及び

屏風岩についても非常に重要な景観資源であることから、以下に留意の上、特に慎重な対応を取ることにする。

イ 鳴子温泉郷及び鳴子峡から風力発電設備が一切見えないようにするなど、景観資源に対しての影響は確実に回避するよう、風車を配置すること。

ロ 葉菜山及び屏風岩について、それらがよく撮影されている地点を調査し、そこからの眺望背景に風力発電設備が見えることのないよう、風車を配置すること。

ハ 屏風岩については、周辺の区域を含めて事業区域から除外すること。それができない場合には、周辺区域を主要な眺望点に含め、景観の調査対象とした上で影響の小さい風車の配置とすること。

ニ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車を配置すること。

ホ 送電鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを前提とし、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、景観への影響についてフォトモンタージュの他、主要な眺望点のうち、特に重要と思われる箇所については、動画を作成した上で予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺にあるキャンプ場等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

#### (8) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路も含めて調査地点とし、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 土壌の攪乱に伴うホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を行うこと。